

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 4年 10月 1日 至 令和 5年 9月 30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団古賀小児科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘七丁目1番25号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成13年 3月 23日
- (4) 設立登記年月日 平成13年 3月 27日

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	古賀小児科	2813023013	兵庫県尼崎市武庫之荘 七丁目1番25号	

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 11月 11日 令和3年度決算の決定

令和 5年 9月 30日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人社団古賀小児科
 所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘七丁目1番25号

※医療法人整理番号 0 1 1 7 7

財 產 目 錄
 (令和5年9月30日現在)

1. 資 産 領	77,287 千円
2. 負 債 領	11,588 千円
3. 純 資 産 領	65,699 千円

(内訳)	(単位:千円)
区 分	金額
A 流動資産	29,501
B 固定資産	47,786
C 資産合計 (A+B)	77,287
D 負債合計	11,588
E 純資産 (C-D)	65,699

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人社団古賀小児科
 所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘七丁目1番25号

※医療法人整理番号 0 1 1 7 7

貸 借 対 照 表

(令和 5年 9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	29,501	I 流動負債	11,588
II 固定資産	47,786	II 固定負債	
1 有形固定資産	7,984	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産		負債合計	11,588
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	39,802		
資産合計		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出資金	12,000
		II 積立金	53,699
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	65,699
		負債・純資産合計	77,287

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団古賀小児科
 所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘七丁目1番25号

※医療法人整理番号 0 1 1 7 7

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年10月 1日 至 令和 5年 9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	75,182
2 事 業 費 用	83,489
本來業務事業損失	△ 8,307
II 事 業 外 収 益	14,631
III 事 業 外 費 用	
経 常 利 益	6,324
IV 特 別 利 益	
V 特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 利 益	6,324
法 人 税 等	192
当 期 純 利 益	6,132

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。
 3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

様式5

法人名 医療法人社団古賀小児科
 所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘七丁目1番25号

※医療法人整理番号	0	1	1	7	7
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額(千円)	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監事監査報告書

医療法人社団古賀小児科

理事長 古賀 亮一 様

私(注1)は、医療法人社団古賀小児科の令和4会計年度(令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月11日
医療法人社団古賀小児科
監事 川合 英昭

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。